

神奈川県からのお知らせ

法人の県民税・事業税の超過課税を実施させていただきます

「災害に強い県土づくりの推進」と

「東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備」のために

県は、これまで法人の県民税・事業税について超過課税を実施し、法人の皆さんに特別なご負担をしていただき、生活環境や都市基盤の整備といった大都市圏特有の財政需要に活用してきました。今後の5年間もこの財源を有効に活用して、安全・安心の確保と経済の活性化を図っていきます。

法人の県民税・事業税の超過課税の概要

適用期間	平成 27 年 11 月 1 日から平成 32 年 10 月 31 日までの間に終了する各事業年度分		
税 率	法人県民税	4%(標準税率は 3.2%)	
	法人事業税※	外形標準課税対象法人	所得割 付加価値割 資本割 } 標準税率の9%増し 標準税率の5%増し
		その他の法人	所得割 収入割 } 標準税率の7%増し
超過税率の適用対象外の法人	法人県民税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年 4,000 万円以下の法人	
	法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得が年1億 5,000 万円以下(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年 12 億円以下)の法人	
税収規模	900 億円程度(5年間)		

※ 地方法人特別税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の5%増しとなるように設定しています。

超過課税を活用して推進する事業

- 1 災害に強い県土づくりの推進
 - ・ 地震・津波対策の一層の強化
 - ・ 火山・豪雨・台風などの自然災害対策
 - ・ 災害に備えた社会基盤施設の整備
 - ・ 災害時に重要な役割を果たす県有施設や県立学校等の耐震改修
- 2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備

【主な整備推進路線】

新東名高速道路(厚木南 I C、伊勢原北 I C、秦野 I C)へのアクセス道路、横浜湘南道路(栄 I C~藤沢 I C)、綾瀬スマートインターチェンジ など

※ I C名等は仮称です。

過去 5 年間の活用実績

道路等の社会基盤整備に向けた取組みと成果(平成23年度~平成27年度)

- ・ 県土構造の骨格となる自動車専用道路網等の整備
【主な整備実績】さがみ縦貫道路の全線開通、都市計画道路藤沢大磯線の供用 など
- ・ 地域の交流・連携を支える幹線道路網等の整備
【主な整備実績】国道134号の4車線拡幅供用、足柄紫水大橋の供用 など
- ・ 安全・安心な道路環境の確保
【主な整備実績】足柄大橋の耐震補強、県道302号における土砂崩落対策 など
- ・ 政令市道路整備臨時交付金
【主な整備実績】高速横浜環状南線の整備(横浜市)、国道409号の整備(川崎市)、津久井広域道路の整備(相模原市)

お問い合わせ先は、

神奈川県横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 神奈川県庁 電話(045)210-1111

- 超過課税の仕組みに関することについては
総務局財政部税制企画課(内線 2306)又は最寄りの県税事務所
- 超過課税の活用に関することについては
総務局財政部財政課(内線 2266)

県税ホームページ

県税便利帳

検索